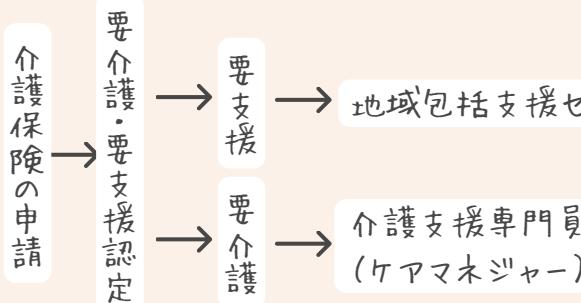


訪問看護とは？

病気や障がいにより、ご自宅や施設で療養生活を送られている方や、体調に不安がある方を対象として、定期的に看護師がお伺いし、健康観察や必要時医療機関との連携を図ります。住み慣れたご自宅や、ご入居されている施設で安心して暮らすことができるよう支援するサービスです。

～ご利用の流れ～

介護保険



医療保険

- 40歳未満
難病、がん、小児疾患、精神疾患など、医師が必要と認めたひと
- 40歳以上65歳未満
・40歳未満と同様
・介護保険の特定疾患に該当しない
(がん末期を除く)
- 65歳以上
介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人で訪問看護が必要な人

サービス内容

体調確認



体温、血圧、脈拍、呼吸状態等、全身状態の観察
必要時、医療機関との連携



日常生活の支援

食事、清潔(入浴や清拭・足浴・洗髪等)、
排泄介助など日常生活における援助



医師の指示による医療処置

かかりつけ医師の指示に基づく医療処置
(点滴、注射、血糖測定、カテーテルの管理等)

内服管理



内服状況の確認、内服カレンダーや
内服ボックスへの薬のセッティング

24時間対応



24時間体制で電話での相談が可能
必要時、緊急での訪問も実施

通院介助



保険適応外サービスとして通院の同行
(事前に契約・予約が必要です)

ターミナルケア



終末期を自宅や施設で安心して
過ごせるよう支援

支援者への相談・助言



ご本人様、支援されているご家庭の方の
相談対応、他機関との連携

発達障がい・学校生活サポート



お子さまの療育・生活訓練、
社会性の向上、ご家族様の相談対応、面談
*主治医の指示書が必要となります。

心理的支援



日常生活や病気に関する不安の傾聴
相談対応